

2007（平成 19）年 12 月 27 日 木曜日

各 位

株式会社カナモト

（9678 東証第 1 部 札証）

取締役執行役員総務部長・社長室長 磯野 浩之

〈資料に関するお問合せ先〉

社長室 広報担当課長

高山 雄一

電話：011-209-1631

## 定款一部変更に関するお知らせ

建機レンタルのカナモト（代表取締役社長：金本 寛中 本社：札幌市）は、「定款一部変更の件」について、2008（平成 20）年 1 月 29 日開催予定の第 43 回定時株主総会に付議することを、取締役会の書面決議において決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社が行う特定労働者派遣事業、また、医療機器の販売並びにレンタル事業に対応するため、現行定款第 2 条（目的）の事業目的を追加し、これに伴い、必要な号数の変更を行うものであります。
- (2) 将来における事業規模の拡大に対応した機動的な資本政策の実現を可能にすることを目的として、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を 6,600 万株から 1 億 3,000 万株に増加させるものであります。
- (3) 機動的な配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となる旨を規定する変更案定款第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）及び第 39 条（剰余金の配当の基準日）第 2 項、第 3 項を新設、現行定款第 39 条（中間配当）の削除を行うものであります。
- (4) 上記のほか、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2008（平成 20）年 1 月 29 日

定款変更の効力発生日 2008（平成 20）年 1 月 29 日

以上

(別紙) \*下線は変更部分を示します

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(15) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(16) 前各号に関する調査、企画、研究、開発およびコンサルタント業</p> <p>(17) 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(15) (条文省略)</p> <p><u>(16) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(17) 医療機器の販売ならびに賃貸借等に関する業務</u></p> <p>(18) 前各号に関する調査、企画、研究、開発およびコンサルタント業</p> <p>(19) 前各号に付帯関連する一切の事業</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,600</u>万株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億3,000</u>万株とする。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第<u>39</u>条 当社は取締役会の決議により、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第<u>38</u>条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>39</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

別紙以上